

第 21 回厚生労働省省内事業仕分け

開催日時:平成 22 年 11 月 8 日 (月) 14:00～16:00

開催場所:厚生労働省専用第 15・16 会議室 (12 階)

出席者:菊池座長、赤沼仕分け人、安念仕分け人、土屋仕分け人、宮山仕分け人、水野仕分け人

(開会)

○総括審議官

それでは、仕分け人の土屋先生がまだお見えではございませんが、定刻でございますので「第 21 回厚生労働省省内事業仕分け」を開始したいと思います。本日の進行につきましては、民間有識者の仕分け人のうちから、菊池馨実委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○菊池座長

ただいまご紹介にあずかりました、本日の進行役を務めさせていただきます菊池です。どうぞよろしくお願ひいたします。本日は、施設等機関である国立医薬品食品衛生研究所、財団法人である長寿社会開発センターを対象として、省内事業仕分けを実施します。それでは最初に、国立医薬品食品衛生研究所を取り上げます。

(担当部局・機関からの事業説明)

○菊池座長

まずはじめに、所管部局・機関側から、国立医薬品食品衛生研究所の事務・事業の概要をご説明いただくとともに、当該機関の改革案の提示をお願いします。ポイントを絞って、13 分以内で簡潔な説明をお願いします。また、手元の資料にて説明を行う場合には、どの資料に沿っているのかを明確にした上で、説明をお願いします。制限時間となる 1 分前に、事務局においてチャイムを鳴らしますので、ご注意ください。それでは、よろしくお願ひします。

○国立医薬品食品衛生研究所所長

国立医薬品食品衛生研究所所長の西島でございます。よろしくお願ひします。私のほうから説明します。国立医薬品食品衛生研究所は、名称が長いので以下「国立衛研」と省略します。

それでは、資料 1 に基づいて、まず、業務について説明したいと思います。1 頁目の基礎データですが、国立衛研の職員数は、管理部門 24 人、研究部門 192 人の合計 216 人です。予算額は、運営費 21.5 億円、試験研究費等が 10.2 億円で、合計 31.8 億円です。右にある組織ですが、所長、副所長、安全性生物試験研究センター長、総務部、企画調整主幹、それと 19 の研究部及び 1 省令室から構成されております。主な事務・業務は 2 つございまして、試験・調査研究業務と、一斉取締試験等業務です。内容については、後ほど具体例を示して説明します。

2 頁目をご覧ください。国立衛研の使命と基本的性格ですが、国立衛研は、厚生行政を科学的根拠に基づいて遂行するため、医薬品、医療機器、食品のほか、生活環境中に存在するいろいろな化学物質の人間への影響について、その品質、安全性、有効性を科学的に正しく評価するための試験・研究や調査、「レギュラトリーサイエンス」と呼んでいます。これらを行うことを任務とする機関です。このように、国立衛研は、国民の生命、健康に直接影響を及ぼす医薬品、食品、化学物質等の安全性の試験・研究及び評価を行い、公権力の行使や国の重大な健康危機管理に直結する業務を行うため、国立の試験研究機関とすべきとされております。

3 頁目をご覧ください。国立衛研の役割ですが、国民の健康と生活環境の維持向上のため、ここ一番下に書いてありますように、国立衛研は、法律に基づく検査又は審査に必要な科学的根拠に基づいた再現性のある標準的な公的試験法、ガイドライン及び規格基準の原案作成に係る研究を行い、太い矢印で示しますように、厚生労働省にこれらを報告します。中ぐらいの太さの矢印で示しますように、厚生労働省は、これらの報告を基に、地方衛生研究所には、医薬品等の検査に必要な試験法等の通知、検疫所には、輸入食品検査に必要な試験法等の通知、医薬品医療機器総合機構には、承認審査に必要なガイドライン、試験法等の通知、地方厚生局麻薬取締部には、違法薬物取締に必要な試験法等の通知を出します。厚生労働省からの、これらの試験法を用いて、地方衛生研究所では、医薬品等の検査業務、検疫所は輸入食品検査業務、医薬品医療機器総合機構では、医薬品等の審査業務を、また麻薬取締部においては、違法薬物取締業務を、それぞれ行っております。国立衛研は、これらの通知の科学的根拠を与える試験・調査研究を行うとともに、細い矢印で書いてあるように、各機関に対して科学的根拠に基づいた指導等も行っております。

4 頁をご覧ください。行政協力と国際協力ですが、国立衛研は薬事・食品衛生審議会や食品安全委員会など、各種審議会の委員、専門委員等として、多数の職員が政策立案に関与しています。また、ここにあるように、そのほかのガイドライン作成への参画、あるいは、いろいろな協力をしております。また、国際協力としては、医薬品、食品、化学物質、それぞれの分野の品質や安全性などに関する国際的な取組みに参画しています。ここにあるように、ICH、CODEX、OECD などが、それに含まれます。また、途上国向けの政府援助への参画など、国際的活動にも広く参画しています。

5 頁をご覧ください。主な事務・事業の 1. 「試験・調査研究業務」の内容について、各分野ごとに、国の健康管理に直結する代表的な事柄を身近な例として取り上げ、いくつか簡単に説明したいと思います。1 番目として、医薬品・医療機器分野では、平成 20 年に中国産原料を使ったヘパリンによって、米国等で 80 名以上の死者が出ましたが、米国食品医薬品局等と協力して、直ちに試験法を確立することにより、不良品の国内流通を防ぐことができました。

2 番目として、食品関連分野では、平成 20 年の中国産冷凍餃子事件において、関係閣僚会議において、国立衛研が加工食品中の残留農薬等に係る試験法の検討・開発及び地方衛生研究所や、食品検査機関に対する技術指導を行う機関とされ、各検査機関に対する技術指導を行いました。

6 頁をご覧ください。3 番目として、生活関連分野では、平成 21 年に、水道水中の医

薬品成分の存在状況を調べ、健康への影響が直ちに生じる濃度ではないことを示しました。

4 番目として、安全情報関連分野では、平成 21 年の新型インフルエンザ発生時に緊急時対応としまして、抗ウイルス薬の緊急使用や肉類の安全性に関する情報提供を行いました。

5 番目として、安全性生物試験研究センターでは、今年ですが、エコナ関連製品にグリシドール脂肪酸エステル等が、不純物として含まれていることを示すとともに、遺伝毒性試験及び体内動態試験結果を評価し、厚生労働省を介して食品安全委員会へ報告しました。

7 頁をご覧ください。主な事務・事業の 2 つ目の、一斉取締試験等業務として、国立衛研では、薬事法等に基づく試験・検査等として、全国一斉に収去された医薬品等の品質検査を行う一斉取締試験、並びに国が医薬品原料として輸入しているあへんのモルヒネ含有率試験等の特別行政試験を行っております。なお、過去 5 年間の各種試験の実施件数、予算額は、表のとおりです。

続きまして、資料 2 に基づいて、改革案について説明します。1 頁目をご覧ください。

1. 「ヒト（組織のスリム化）」については、定員合理化による 7 人の削減を行います。現在、平成 23 年度定員要求において、9 人の増員要求をしております。

2. 「モノ（余剰資産などの売却）」については、国立衛研は、平成 30 年度末に、府中の米軍基地跡地に移転する計画ですが、府中移転後、現在おります上用賀の土地を売却することになります。これが、国有財産台帳価格では、98 億 8,200 万円となっております。

3. 「カネ（財政支出の削減）」については、試験研究費では、2,400 万円の削減額です。内訳については、この記載のとおりです。

2 頁をご覧ください。4. 「事務・事業の改革」の(1)一斉取締試験業務に係る経費削減についてですが、消耗器材費として約 200 万円を減額する方向で見直すこととしております。これは、試験実施件数も減少しているため、試験に用いる消耗器材品を効率的に使用することにより、平成 23 年度予算概算要求として、1,300 万円から 1,100 万円に減額する方向でおります。

(2)の国民への情報提供については、毎年 7 月末の平日に開催してきている一般公開を、平成 23 年度より、土曜日又は日曜日に開催するとともに、職員の資質向上を目的として所内で開催している講演会を一般に公開するなどして、国民への情報提供に一層努めることとしております。また、平成 21 年度より、各研究者の毎月の研究実績をマンスリーレポートとしてホームページに掲載しているところをございまして、引き続きホームページの充実に努めてまいります。

3 頁をご覧ください。(3)のレギュラトリーサイエンスに係る基礎的研究の充実についてですが、医薬品等の承認審査に必要なガイドライン・試験法、あるいは輸入食品の検査に必要な試験法などの作成に係る研究というレギュラトリーサイエンスを行っております。そのためには、関連する分野の最新の科学技術の進歩を踏まえた基礎的研究の蓄積が不可欠です。そのために、任期付き職員、再任用職員、非常勤職員等を活用することにより、レギュラトリーサイエンス分野の人材の充実及び基礎的研究を推進します。

4 頁をご覧ください。これまで行ってきた組織、業務の見直しについてです。(1)の組織の見直しですが、平成 14 年 4 月に国立試験研究機関の再構築を行い、平成 16 年 4 月には、当所、医薬品医療機器審査センターを、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に統合し、平成 17 年 4 月には、当所、細胞バンク部門大阪支所及び薬用植物栽培試験場を、独立行政法人医薬基盤研究所に移管しております。

(2)の業務の見直しについてですが、平成 18 年度に実施した国立衛研の機関評価結果を踏まえて、平成 19 年 4 月には、生殖毒性に関する対応部の明確化や食品関連部門の強化、情報部門の整理を行いました。平成 20 年 4 月には、細胞組織医療機器の研究体制の強化、また平成 22 年 4 月には、生活関連製品業務の統合、医療機器への特化を行ってきました。

最後の 5 頁をご覧ください。国立衛研の最大の課題である府中移転に関する資料を参考として添付しました。簡単に説明しますと、昭和 63 年に移転が決定してから既に 22 年が経過し、現在の移転の見込みは、最短で平成 30 年度末です。府中移転を控えていることから、これまで新規施設の建設や施設の大幅な改修等は行っておりません。現在、庁舎及び設備の老朽化によって、水道の漏水や雨漏りが発生し、漏電による火災や自然災害による庁舎倒壊の恐れがありますので、早期移転、移転までの間の現状維持のための改修の必要性が大変大きくなっています。説明は以上でございます。

○菊池座長

ありがとうございました。ここで、岡本政務官が入られましたので、ご挨拶をいただければと思います。

○岡本厚生労働大臣政務官

遅くなりまして申し訳ありません。本日、第 21 回目の省内事業仕分けを開催するにあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。本日は、仕分け人の皆様方におかれましては、それぞれ所用がある中、こうして我が省の省内事業仕分けにご協力をいただきましたこと、また本日に至るまでの間、現地調査を含め、さまざまな観点から厚生労働省の各事業、また法人等にそれぞれご意見をいただいておりますことに、感謝を申し上げたいと思います。この仕分けも、秋から数えて 6 回目、4 月から数えると既に 21 回目ということになるわけで、我が省の数々の事業を見直してまいりました。これを私たちはしっかり受け止めて、平成 23 年度、また平成 23 年度にかなわなくても、相当程度早い機会に、このご意見を基にした厚生労働省の見直しを決めていきたいと思っています。今日も、改めて各皆様方にご協力いただきますことを重ねて御礼申し上げて、冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしく申し上げます。

(省内事業仕分け室からの論点提示)

○菊池座長

続きまして、省内事業仕分け室から、議論の参考として、国立医薬品食品衛生研究所の事務・事業の論点等の提示をお願いします。

○総括審議官

資料 3 です。省内事業仕分け室作成資料です。1 頁、国立衛研の「主要な論点」です。ただいまご説明がありましたように、この研究所は、医薬品・医療機器、食品・食品添加物、生活関連化学物質等々についての試験法や分析法など、そういったものを作って、案を提示するという業務をされているわけです。そういった業務が適切に行われているかという点が主要な論点かと思います。ご説明にありましたように、最近の行政報告で、中国産冷凍餃子事件、新型インフルエンザ、エコナの関連のもの、そういったときにいろいろな情報を提供していただいているということでありました。行政報告の件数は、年度によって違いますが、100 件弱ぐらいの報告を行っているということです。これをどのように評価するかということです。

1 頁の下のほうですが、それぞれ医薬品・医療機器、食品、医薬部外品、化粧品について、薬事法等に基づく試験・検査等を適切に実施しているかどうかということです。一斉取締試験と特別行政試験と 2 つありますが、特別行政試験は横ばいから少し増えている感じですが、一斉取締試験は、厚生労働省等が定める品目が減っているということで、実際にやっておられる件数は減ってきているということです。

2 頁、これはどの分野も共通のもので、国からの財政支出についてムダがないかといったところです。平成 18 年度から並べてみますと、少しずつ減ってきているという状況かと思います。組織・体制ですが、適切かつ効率的な体制かということで、研究部門については若干減っていますが、大体ほぼ維持されています。管理部門については、平成 18 年度から比べますと、29 名から 24 名ということで、少しスリムにしてきているという状況かと思います。余剰資産の件ですが、これも説明がありましたように、こういった土地・建物の移転が計画されているということです。

3 頁の重なっている点は省略します。3 頁の下のほうで、試験・調査研究業務の関連で、外部委託の契約等々をされていますが、その外部委託に係る調達方法が適切かどうかといった論点があるかと思います。それぞれ一般競争入札、公募、随意契約という形で、このような件数、金額の契約が行われています。以上がこの研究所についての論点かと思います。

(議論)

○菊池座長

議論に移ります。国立医薬品食品衛生研究所の事務・事業の必要性や改革案の妥当性等を判断するため、仕分け人から質問などを行っていただき、議論をお願いします。議論の時間は 30 分を目安にお願いします。質問に対しては、ポイントを簡潔にお答えください。回答が冗長になっている場合には、チャイムを 1 回鳴らしますのでご注意ください。また、制限時間となる 1 分前に、事務局においてチャイムを鳴らしますので、ご注意ください。なお、この制限時間をお知らせするチャイムは 2 回鳴らします。よろしくをお願いします。

○宮山仕分け人

先日は、視察させていただきまして、ありがとうございます。大変大事なお仕事を

されておられるわけですが、施設は老朽化し、その維持管理にお金がかかっている、あるいは使い勝手もいろいろ悪いところもあるという感じがしました。最後に課題で出ていました移転については、早急に頑張っていただきたいという思いがあります。これは質問ではありません。

その上で、1点だけ質問します。資料2の3頁(3)の矢印で「任期付き職員、再任用職員、非常勤職員等を活用することにより」という記述があります。実は、地方衛研の職員を短期に受け入れることは現在もやっておられるとお聞きしましたが、数年という単位で受け入れて一緒に研究を行うという仕組みは考えられないか。これは地方衛研のレベルアップにもつながりますし、たぶん自治体としてもそれは望んでいることではないのかと思います。そういったときには、当然、地方自治体が費用を負担してでも派遣して一緒に研究させていただきたい、という希望もあるのではないかと思います。この辺について検討されたことがおありかどうかお尋ねしたいと思います。

○国立医薬品食品衛生研究所副所長

副所長の 大野です。いまおっしゃったように、短期のそういう研修は受け入れていますが、いままで数年という長い期間はありません。ただ、そういうニーズがありましたら、積極的に受け入れたいと思っています。なぜ、いままでそういう短い期間だったかと申しますと、主にいままでの研修は、特定の試験法について教えてほしいと、そういうことが多かったのです。そういうことで短い期間が多かったものです。

○宮山仕分け人

研究職の方々の在職期間は、業務の性格上、たぶん相当長いと思うのです。それで研究職が固定化してしまう、あるいは固定化したほうがいいという部分もあると思うのですが、あまり固定化するのはいかがなものかということで、人材交流は、ある程度積極的にやっていただいたほうがいいのかと思い、地方衛研との交流を一步踏み出していきたい、そのような思いがあってお尋ねしました。

○国立医薬品食品衛生研究所所長

私もそれには全く同感です。ただ、地方衛研から来ていただくときに、例えば東京に長期滞在するときに、その滞在費が出ないのです。これがいちばん問題になるかと思えます。その辺がクリアできれば、私たちは比較的容易に受け入れることができると思います。例えば、感染研では、実地調査をする人たちの養成のために引き受けているのですが、そのときにも、その経費が非常に問題になっていると聞いています。

○赤沼仕分け人

いままで報告された中で、一斉取締試験等業務は、平成17年度と比較すると、平成21年度は84件と半減しているという状況があるようです。一斉取締試験等業務については、コメントなどを見ますと、最近の不良医薬品等の発生傾向が減少しているのだと思うのですが、言ってみれば、この件については業務が減っていくということがうかがえます。

その他についても、特に業務が増える、あるいはここで報告されている事業の中身で比べると、今後、特に業務が大きくなっていくというところは見受けられないのですが、他方で、人員については増員していくということで、9人要求が出ていますね。研究部門に力を入れるということなのですが、研究部門のどのような部分に力を入れようとするのか、また、ここに報告されていないところで何か新しい課題等を追求しているものがあるのかどうか、この点を教えていただければと思うのですが。

○国立医薬品食品衛生研究所副所長

国立衛研では、将来の医薬品とか、食品に関する研究業務のニーズを予想し、それをあらかじめ増員という形で研究体制を整えていきたいと思っています。ただ、長期予想によるものだと、とても定員要求は通りませんので、近未来の必要性ということで行っています。いま医薬品部門で、特に必要なのは高機能製剤で、新しく医薬品会社で研究を進めています。少しずつ製品も出ていますが、そういうものの品質をきちんと確認するための研究体制を整えたいと思っています。バイオ医薬品関係では、新たに核酸医薬品や遺伝子治療薬などがたくさん出てくる方向にありますので、その分野の研究体制を整えるための増員要求をしているところです。

そういうもの以外に、国家財政という面からジェネリックを促進しなくてはいけないということもありますので、ジェネリック医薬品の評価、その中でも特に難しいのは、バイオ医薬品のジェネリックです。低分子の場合にはものが同じですが、バイオの場合には必ずしも同じものとは言えませんので、そういったものの品質を、いかに有効性を踏まえた上で評価するかが重要です。それをこれから整備していきたいと考えています。

○赤沼仕分け人

新たに人材を採用するということと、おそらく定年でお辞めになる方もいて、その穴を埋めることが必要になってくると思うのです。その場合、新たな人員の採用の方法は、新卒とか、あるいはどこかから人材を発掘するとかがあると思うのですが、どのような形でやっておられるかということ。それから、いまおっしゃっていた新しい分野について、研究部分を強化するということなのですが、今後採用していく人たちでそういうものをつくっていくということで、従来の研究者がその部門を担っていくということは考えられないのかどうか、こういったところはどのようにお考えなのでしょうか。

○国立医薬品食品衛生研究所副所長

定員削減のあとを増員要求で埋めるということは、できません。残念ながらそれをしようと思っても、増員要求は認められません。新しい仕事をやるということで増員を認めていただいているところです。人材確保に関しては、国立衛研の場合には、すべてが公募ということになっています。その関係の分野の部長が集まりまして、大体4人で構成するのですが、選考委員会をつくり、その場でどういう人材が必要であるかを議論し、それに基づいて公募要領を作成し、それから公募します。応募者には面接とプレゼンテーションをしていただきまして、本当に研究能力があって意欲があるかどうかを確認し

た上で採用しています。

○国立医薬品食品衛生研究所所長

追加ですが、所内ですでにいる人が新しい部門に行くということですが、それについては、国立衛研は比較的活発にやっていると思います。具体的にいいますと、遺伝子組換え食品などの新しい事業が出てきた場合には、ほかの部署の方で希望し、また我々が認めた者についてはそのような異動をしています。

○安念仕分け人

ここの中で「レギュラトリーサイエンス」という言葉を使っておられますが、レギュラトリーサイエンスというのは、普通のサイエンスといえますか、ノーマルサイエンスと何が違うのですか。それは研究の目的が違うということでしょうか、それとも研究の対象や方法、それ自体が違うということでしょうか。

○国立医薬品食品衛生研究所所長

レギュラトリーサイエンスという言葉そのものは、実は国立衛研の元の所長であります内山先生という方が20年程前につくられた言葉です。そのときの概念としては、いろいろ新しくできてくる科学技術の所産を、我々人類にとって最も望ましい形に調整する学問をレギュラトリーサイエンスと定義されました。

それは非常に広義の定義ですが、もう少し狭義にいいますと、国立衛研で実際にやっていますレギュレーションに関係する科学、それをレギュラトリーサイエンスという場合もあります。要するに、新しい科学技術でどんどんいろいろな産物ができてまいります、私たち国民、あるいは人類がいかに安全にそれを使うかということを目指す学問です。新しいものに対する対応と、またそれをいかに安全に使用するかについては、社会の通念、考え方もいろいろ変わってくるわけですが、そういったことも勘案して、その評価をすることになると思います。いちばん大切なところは、リスクとベネフィットのバランスをどう判断するかですが、その基になる科学の基盤をつくることを目的とする学問と言えらると思います。

○安念仕分け人

そうすると、対象や方法ではなくて、志が違ふと、そういうお答えだったように私は了解しました。それはそれでよろしいですし、大変結構なことであって、どこかで誰かがやらなければならないことだと思うのです。問題は、例えば医薬品に関していえば、医薬品の毒性についての研究・試験はいろいろな人がやっていて、特に製薬メーカーが治験の過程、その過程でもその前後でもいいのですが、膨大な資金を投入して現にやっておられるわけです。そうすると、国立衛研はそういうものとはもっと違ふ、より高いレベルやより違った視点からの研究・試験といったものがお出来なのか。大変失礼ですが、大手の製薬会社は、1薬剤の開発に数百億円から数千億円を掛けていますが、1年間に数十億円のバジェットでそういうことが本当にお出来になるのか。失礼ながら伺いたいです。

○国立医薬品食品衛生研究所副所長

やっている仕事が民間とうちとは全く違います。民間の場合には、例えば医薬品会社の場合には、自分の製品について、安全性試験だったら安全であるかどうかを確認するための試験を個別の試験法でやっているわけです。その実施する試験法をどうやって選ぶかという、国で定めたガイドラインに従っています。もちろんその他にやる試験もあります。ただ、国立衛研は、そういう試験法が、本当に安全性を評価するにあたって妥当であるかという評価と試験法の開発をやっています。新しい試験法が本当に行政目的に合っているかどうかを確認するためには、その試験法が目的に合っているかどうかとか、どこでやっても同じ結果が出るかどうか、経費の面で妥当であるかどうか、社会的に受け入れられるものであるかどうかとか、そういうことをきちんと評価しないといけません。そういったものを評価するという立場が、レギュラトリーサイエンスの立場だと思っています。いつでも研究の内容が企業とは全く違うものであると。ただ、国立衛研は安全性に関しては、新しい評価法とか、そういったものを探るものであると。お金が足りないということは、確かにそうですが、足りないところは、厚生労働科学研究費とか文部科学省の研究費とか、いろいろなところの競争的研究費も取って努力しているところです。

○安念仕分け人

民間と全く違うとおっしゃいますが、それは違うと思います。つまり、試験法の開発は民間でもいろいろやっていて、試験法は当然のことながらスタンダードになることを目標としてやっているのです。そのことはいいのですが、問題は、何度も申し上げるように、おたくでやっていらっしゃる仕事は、どこかで誰かがやらなくてはならない仕事で、これは明らかです。そうだとすると、問題は、国の直営で抱えているのがいいのか、アウトソーシングするのがいいのかと、これだけの選択です。そうすると、どうなのですか。こういうことを全部アウトソーシングするかどうかはともかくとして、国の内外の、より適切な研究機関にアウトソーシングしていくという選択肢は、当然あると思うのですが、そういうことについてのご検討はどうなっていますか。

○国立医薬品食品衛生研究所所長

私は大変難しいと思います。その理由といたしますのは、ある試験法等の開発は、私企業でやっても、これはなかなかお金にならないことが1つあります。それと、公平な立場での試験法、ガイドラインを作るということになれば、やはり責任のある国でやらなくてはいけないと思います。例えば医薬品医療機器総合機構では、そのような試験法、ガイドラインに基づいて、審査するということです。このように、民間会社の行う研究とは根本的に大きく違っていると考えています。

○水野仕分け人

モニターの水野と申します。よろしく申し上げます。事業の内容は、国民の安全の確保で、非常に重要な機関であると私は思っています。先般、見学しまして、率直な意見

として、施設、設備関係は非常に老朽化していました。平成 30 年度に移転というお話がありました。それまでに再投資していかないと、いまの研究を進める上でも非常に影響があるのではないかと思います。また、日進月歩している医薬品、安全関係の研究については、もっと最先端の研究をしていかないといけないと思っています。そういう部分に力点を置いた具体的なお考えをお聞かせください。

○国立医薬品食品衛生研究所所長

移転については、数年前までは、平成 26 年度末までに移転できるということで作業を進めてまいりました。これについては、住民にいろいろ説明する等の努力もしてきました。かなり可能性が高まってきました。残念ながら、昨年度、府中市に建築予定でありました公務員宿舎の建設が凍結になったということで、それに伴って、同時に国立衛研の移転の作業も中断しています。そのような状況で、先ほど申しましたように、私たちは大変苦慮しています。それについての対応は、先ほど申しましたように、できる限り直せる所は直して、少なくとも現在いる場所の施設の老朽化に対応していかざるを得ない。現在できるところは、そのようなことだと思っています。

研究の中身については、これは本当におっしゃるとおりで、新しいことにチャレンジしなくてはいけないわけです。具体的に例えば現在、研究所でもいちばんトピックスになっている再生医療に向けた研究とか、iPS 細胞を使っているいろいろな薬物の毒性を調べる試験、また食品については、遺伝子組換え食品の安全性に関する研究、その辺では先導的な研究をしてきています。

いずれにしても、繰り返しますが、設備の老朽化については苦慮しているところです。是非、できる限りのところで改築等をして、事を進めていきたいと考えています。

○水野仕分け人

先ほどお話がありましたように、自分の所の機関は、これはほかに負けない強い研究なのだとすることを、積極的に外に PR していただいて、皆さんの研究を推進していただきたいと、そういう強い願いも込めまして質問しました。

○国立医薬品食品衛生研究所所長

1 つ宣伝のために申し上げますと、薬物の毒性等をいかに迅速に調べるかということで、トキシコゲノミクスというプロジェクトをずっと進めてまいりました。これが非常に良い成果を得て、評価され、先達って日本学術会議から会長賞を頂戴しました。

○赤沼仕分け人

1 点教えていただきたいのですが、試験・調査研究業務で随意契約が 5 件ほどあるようですが、随契の中身を教えていただけますか。

○国立医薬品食品衛生研究所副所長

それは、医療機器の安全性評価の有効性評価をどうするかというガイドラインを作るための研究です。相手先は、5 つの大学です。その分野は、非常に発展が著しいところ

で、その大学のその先生しかその分野のガイドラインを、中心となって作る先生はおられないということを考えまして、随意契約したものです。その契約については、公共調達委員会で、それは適切であることをあとで審査させていただいて、適切であろうという評価を下しているところです。

○菊池座長

私から、3点ほどお聞きします。1つは、先ほども出ましたが、資料2の3頁、任期付き職員等の活用ということがありました。私はこれを読んだときに、関連する分野の、最新の科学技術の進歩を踏まえた基礎的研究の蓄積が不可欠であるということでしたので、任期付き職員等を採用することで、例えば民間企業の最先端の研究をしている方々に来ていただくとか、定員枠がある中で、そういう工夫をされておられるのかと思ったのです。しかし、先ほど伺った限りでは、そういったことを、例えば新規採用するとき、新規分、新しい分野について考えておられるというお話をされておりました。私が申し上げた民間との交流のことにつながるのですが、そういった意味での活用は考えておられないのか、それが1点です。

2点目は、経緯を拝見しますと、いろいろな機関と付いたり、切り離したり、切り離されたりというのがあるようですが、現在の体制の中で、他の分野や他の機関の研究領域との連携とか、そういう必要性があるのかないのか。これはこれで1つの完結した領域として非常に合理的なもので、これでいいのかと。必要があるのであれば、そういった他機関との連携とか、そういったことを具体的にやっておられるのか。あるいは、これから考えられるのかという辺りを伺いたい、というのが1つです。

最後は、この分野は広い意味での公衆衛生といいますか、食や医薬品の安全保障という意味で、非常に重要な機関だと思えます。ご努力なされて財政削減されるということですが、それによって研究レベルが絶対に落ちてはいけない分野だと思うのです。経費節減との関係と研究領域の維持という辺りで、何か伺えればと思うのです。以上、3点です。

○国立医薬品食品衛生研究所副所長

非常に苦しいところをご指摘いただきました。任期付き職員に関しては、ポスト・ドククラスの人をなるべく雇って、その一定期間、3年なり5年なり研究していただいて、その間に教育すると同時に、最先端の研究をしていただくということを趣旨にしています。ただ、中心となって指導する人がしっかりしていなければどうしようもありませんので、中心になって働く正職員をまず採用して、その指導のもとで任期付き職員を教育していくべきと考えているところです。

ただ、いまの問題点は、定員削減もありますが、ポスト・ドクの人をなかなか採れなくなってきているということで、それが国立衛研の全体の活力にも影響を与えていることは、否定できないところです。具体的には、平成14、15年から比べると、ポスト・ドクの数も40名ぐらい減っています。非常に大きな減りですので、それは活力に影響があるというのは否定できないと思っています。ただ、そういう制約のもとでも、国立衛研は、大体年間400本ぐらいの誌上発表しています。大体、1人あたりに2本ぐらい出ています

ので、ほかの機関と比べたら、活力はまだ維持できていると考えているところです。

○菊池座長

ポスト・ドクは、何十名から40名減って、何十名になったのですか。

○国立医薬品食品衛生研究所副所長

以前は48名おりました、いま8名ぐらいのポスト・ドクです。他の機関との連携の必要性というのは、私どもも十分考えていまして、大学等の連携大学院という形で連携を取りまして、こちらから教育に協力すると同時に、向こうから大学院生に来ていただいて、一緒に研究をするということをやると。例えば、先ほど所長から話がありましたトキシコゲノミクスプロジェクトに関しては、基盤研と国立衛研が一緒になってやっている事業です。また、定量的MMR測定というプロジェクトを始めたところですが、それは産総研と協力しています。普通、MMRという定性的なものですが、絶対的な含量を測ることができるという技術を、国立衛研の技術者が中心となって開発しています。それを産総研と一緒に、実際のJISとか、そういったものに反映させるための共同研究をしているところです。そういった形で、国立衛研は、大学やほかの研究機関と連携した研究を、非常に活発にやっていると考えています。

○国立医薬品食品衛生研究所所長

追加しますが、ヒューマンサイエンス振興財団という財団があり、ここでは官・民の共同研究をやっています。私たち国立研究機関の場合には、民間と共同研究をするのはなかなか難しい状況にあります。この官民共同研究というもとの、官・民で共同研究ができ、その中においては、民間の方と、ある目的に向けていろいろ共同研究をしています。その過程で、国立衛研に来ていただいて、研究していただくこともあります。

また、レギュラトリーサイエンスという学問は、世の中にはまだ普及していません。大学にもそういう人材はいません。そういう中で、私たちの研究所が中心になり、レギュラトリーサイエンスにかかわるいくつかのフォーラムを日本薬学会の下で毎年行っていて、非常にたくさんの民間の方々に来ていただいて、その中で意見交換、情報交換、技術の交換を行っています。

○国立医薬品食品衛生研究所副所長

経費の削減が研究レベルの低下につながらないかというご懸念ですが、今回提案している経費の削減に関しては、消耗器材の有効利用を高め、そういった形での経費削減を考えていますので、今回のものにより、研究レベルが低下することはないと考えています。

(仕分け準備)

○菊池座長

まだ質問はあるかもしれませんが、時間がまいりましたので、ただいま議論いただいた国立医薬品食品衛生研究所について、仕分け人からのご意見をいただくため、お手元

の評価シートにご意見をご記載ください。時間は 2 分あります。制限時間となる 1 分前に、事務局においてチャイムを鳴らしますので、ご注意ください。

(仕分け意見の表明)

○菊池座長

評価シートに沿って、国立医薬品食品衛生研究所の事務・事業等について、仕分け人からご意見をお願いします。お一方、1 分程度をお願いします。

○赤沼仕分け人

国立衛研の担っている業務について、これが国立でなければならないのだろうという実情はよく理解できます。この部門については、国としてしっかりとした体制を整備すべきであるということも理解できます。ただ、調査・研究部門が、それぞれどのような役割を担って、どのような実績、業績を果たしているのかが、今日の報告ではわかりにくかったというところがありました。そのために、全体として、それぞれの研究者たちがどのような研究をして、またどのような報告、論文、あるいは業績を挙げているのかが、おそらく国民の目にはよくわからないのではないかと思います。ですから、そういった情報をもっと開いて、国民の目にわかるように、その実績等も含めてきちんと国民に知らされるようにしていく必要があるのではないかと思います。管理運営部門と調査部門との比率等については、それほどバランスは悪くないと思うのですが、この点についてももう少し詳細な検討が必要かという感じもしました。

○安念仕分け人

先ほど申しましたように、アウトソーシングの是非にかかっていると私は思います。競争的な研究資金を外部から取り入れておられるということは、国立衛研でなければならない仕事ではないものを含むことを示唆していますし、また、民間で採算が取れないという場合には、補助金を出して民間にやってもらうという手もあります。しかし、実は、アウトソーシング自体、非常に経費がかかるということがあります。まず、発注に当たってスペックを特定しなければなりません。そうすること自体に、研究の基盤が必要ですので、私は数十億円の予算規模であれば、こういう言い方は何ですが、目くじらを立てるほどのことではないと考えます。管理部門は、やや過大に見えますが、もしも研究振興それ自体のマネジメントもしておられるのでありますと、この仕事は非常に煩瑣ですので、ある程度の人手を要することは確実ですから、もしそうであるのだとすれば、それも過大だとは思いません。つまり結論は、改革案で妥当だと思います。

○菊池座長

先ほど申しましたように食の安全、医薬品の安全、ある意味、国家の安全保障にかかわる非常に重要な基礎的な行政で、これは国が直轄でやることの意味は私はあると思っています。これは、直接の経費削減とはむしろ逆の話になるかもしれませんが、先ほど私がお話したように、ポスト・ドクがほぼ数名しかいないという状況で、短期的にはともかく、こういう状況が長期的な観点から見た場合、研究所としての研究能力の低下につ

ならないかという懸念を持っています。それは、研究所としての財源の話ですので、自らどうこうすることは必ずしもできないかもしれませんが、そのために研究の必要性等をアピールしていかれることが必要ではないかと思っています。

○宮山仕分け人

移転、人材交流は先ほど申し上げましたので省きますが、改革案の中で最も関心を持ったのは、国民への情報提供を掲げられたことです。そこで、厚生労働省本省との関係もいろいろあろうかと思いますが、施設の一般公開、ホームページの充実にとどまらず、国立衛研が独自にマスメディアを活用して、情報提供していくといった仕組みを是非検討していただきたいと思います。私は、国立衛研の情報に国民は大変関心を持つと思うのです。よく「縁の下の力持ち」や「黒子に徹する」とおっしゃる研究分野の方々は大勢いらっしゃると思いますが、情報の影響力を考えると、やはり国立衛研から情報を直接発信していく仕組みを検討していただきたいと、心からそう思います。

○水野仕分け人

私の結論は、改革案で妥当だということです。先ほども申しましたように、国民の安全確保を担っている重要な機関だと思っています。そのためにも、この改革案を完全に実施していただき、ますます研究を充実させていっていただきたい。その研究の成果も含めまして、広く皆さんに理解していただくように努めていただき、この機関の理解者を増やしていただきたいと思います。

(仕分け意見の結果発表)

○総括審議官

仕分け人の方からコメントがありましたが、全体の集計を発表します。1点目は、試験・調査研究業務に関してですが、これについては、5名の仕分け人のうち、3名の方が改革案が妥当、2名が改革案では不十分ということです。不十分の中身ですが、廃止とか、その他の団体に任せるといった方はいらっしゃいませんで、事業はこのまま継続をするが、更なる見直しが必要ということで、実施方法や予算の削減など、こういった見直しが必要といったご意見です。

2つ目が、一斉取締試験等の業務ですが、これについては、5名全員の仕分け人の方が改革案が妥当ということです。組織・運営体制ですが、これについては、4名の方が改革案は妥当ということで、1名だけが不十分ということです。

○菊池座長

本日の議論や仕分け人からの意見を踏まえ、厚生労働省におかれましては、国立医薬品食品衛生研究所の改革案の更なる検討、取りまとめを引き続きお願いします。以上で終わります。どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

(法人及び所管課入替)

○菊池座長

長寿社会開発センターの事業仕分けに移ります。

(省内事業仕分け室からの説明)

○菊池座長

はじめに、長寿社会開発センターについて、簡単に省内事業仕分け室から概要をご説明願います。

○総括審議官

長寿社会開発センターについて、資料 1 の 1 頁「法人概要」です。基礎データですが、役員常勤 3 名、非常勤 15 名、うち、常勤全員が国家公務員出身者、非常勤 3 人が国家公務員出身者です。職員は 29 名ですが、うち、国家公務員出身者が常勤 1 名です。

予算は 10.9 億円で、平成 22 年度は 0.7 億円です。ただ、*がありまして、これは、平成 22 年 4 月現在の役職員の状態ですので、10 月 1 日現在では、国家公務員出身者が少し減っている状況です。

主な事務・事業は、指定事業としての老人健康保持事業、高齢者生きがい健康づくり関連事業が 2.1 億円で、これは国からの財政支出はありません。過去には財政支出がありました。それから、老人保健事業推進費等補助金は、公募型のものですが、平成 22 年度は 0.7 億円で、全額国費です。こちらがメインになりますが、出版・介護人材育成等事業は自主的な事業で、8.1 億円の事業をされています。

組織体制について、地方組織はありません。本部に 29 人の職員、うち管理部門が 3 人で、比率としては 10%です。以上です。

(担当部局・法人からの事業説明)

○菊池座長

引き続き、所管部局・法人側から、長寿社会開発センターの事務・事業の概要をご説明いただくとともに、当該法人の改革案の提示を願います。ポイントを絞って、13 分以内で簡潔にご説明をお願いします。また、手元の資料にて説明を行う場合には、どの資料に沿っているのかを明確にしたうえで、ご説明をお願いします。制限時間 1 分前に、事務局においてチャイムを鳴しますので、ご注意ください。よろしく願います。

○老健局長

私のほうから、法人の沿革などのご説明ですが、いまの資料の 2 頁目からです。この法人は、昭和 49 年 1 月に昭和天皇・皇后両陛下のご結婚 50 周年を記念して、御下賜金を賜り、最初は「老人福祉開発センター」という名前で設立されました。平成元年 11 月に、「長寿社会開発センター」に改組されて、高齢者の生きがい健康づくりを図ると。ちょうどゴールドプランが始まる頃、こういう動きが出てきました。

次の頁、法人の「事業概要」です。法人事業 3 本柱ということで、高齢者の生きがいと健康づくりの推進事業を、都道府県の機構と連携を取ってやっています。それから、

介護職員の研修支援、介護関係教材の提供などの事業を行っています。「ねんりんピック」という高齢者の各県持合いの事業もここが推進している形になっています。

3 頁に移ります。平成 2 年 8 月に老人福祉法の指定法人になりました。この指定法人の指定事業としては、長寿社会福祉基金という独立行政法人福祉医療機構の基金を受けて、助成を行うなどの事業をしていましたが、独法の見直しで、福祉医療機構の交付金が廃止になったので、この老人福祉法の指定制度も、今後、法改正時に合わせて廃止する予定にしています。それから、これまでの国庫補助金や公益法人の見直しを踏まえて、ねんりんピック開催の一部の助成、地域包括ケア・介護予防センター運営事業費の運営助成金も、平成 21 年度末で廃止しましたので、現在は自主財源で運営されています。

厚生労働省としては、今後も高齢化が進んでくる中で、財政的支出も、国の関与、独法からの関与もなくなってしまったのですが、今後は、基本財産や公益事業基金を活用して、引き続き、健康づくりや介護人材の資質向上などの事業を展開していただきたいと考えています。私からは以上です。

○長寿社会開発センター理事長

理事長の伍藤です。若干重複するところもあろうかと思いますが、いまの局長からの説明に加えて、私どもの事業の内容と改革案についてご説明させていただきます。【法人事業の 3 本柱】と書いてありますが、高齢者の生きがいと健康づくりということで、ねんりんピック、その他各県の類似の推進機構との連絡調整、活動支援が 1 つの柱です。人材育成ということで、ヘルパー、地域包括支援センター職員、これは市区町村の行政職員ですが、こういった者の研修を行うというようなことをやっています。3 番目に、ヘルパー、ケアマネジャーの研修、養成のテキストの発行を、従来より 3 本柱として継続してやってきました。最近、これに加えて、ここにはちょっと触れていませんが、新しい事業として国際関係の交流事業、調査・研究事業を取り入れて実施しています。

いま局長から説明のありました 4 頁目です。指定法人として、老人福祉法上の位置づけをいただいて事業を実施してきましたが、その中核であった独立行政法人福祉医療機構からの、いろいろな草の根の団体に交付する交付金の事業がなくなりましたので、機会をみて、指定法人制度を廃止すると伺っています。以上、簡単な事業内容です。

資料 2 は、私どもの団体のこれからについてです。1 頁、改革案についてです。まず、1. 「ヒト（組織のスリム化）」です。いま、すべての公益法人は、見直しして、いずれかの道を選ぶかということを追われていますが、私どもの組織については、右側の四角の欄に書いてありますように、一般財団法人に移行することを決定して、その申請の手続きをしています。

先ほどのように、補助金がなくて、自主財源でやっていくということですから、役員、職員もこれから厳しくなりますが、そういった機会に、これまでの体制も見直しして、それに対応していくことを、これまでも心掛けてきましたが、これからも一層検討していかなければならない点だと思っています。

役員は、そこに書いてありますように、18 名から 15 名と減っていますが、これは非常勤、常勤を含めての数です。先ほど、当局からもご説明がありましたように、役員、

常勤 3 名体制でやってきましたが、専務理事を廃止するなどして、いま常勤役員は、常務理事 1 名、しかも、この常務理事が事務局長を兼務して仕事にあたるという体制になっています。数を減らすとともに、そういった中身の簡素化、スリム化を図っています。OB の数はその表に書いてあるとおりです。いま言いましたように、これも今後改革して、一般財団法人に移行する際に、この辺りが適正な数はどうあるかということで、いろいろ検討していきたいと思っています。

2. 「モノ（余剰資産）」ですが、売却するような余剰資産はありません。

3. 「カネ（国からの財政支出の削減）」の面でも、先ほど当局から説明がありました。事業費の補助はすべてゼロになりましたので、いわゆるこの団体に対する補助金はなくなったわけです。自主財源をもとに、これから法人を運営していきます。ここに書いてあります公募型の補助金を、従来から、いくつか研究課題を応募して受けていますが、これは来年度どうなるか分かりません。いままでの実績では、平成 22 年度は 0.7 億円という補助金を受けて、いろいろな調査研究に取り組んできました。

2 頁、4. 「事務・事業の改革」のところに、以上のようなことをまとめて書いてあります。1 つ目の・は、名宛て補助金についてで、団体に対する補助金はなくなったということです。それから、国からの権限付与は、議論される指定法人制度についても、先ほど言いましたように、その中核的な事業がなくなりましたので、機会をとらえて廃止されるものと考えています。

私どもの問題としては、一般財団法人への移行ということで、いま、その申請の手続きを進めて、内閣府にいろいろな下準備の相談を内々でしています。これまでの基金の公益目的支出計画の提出が義務づけられますので、内閣府において、その審査を経て、それに基づいて、いま現有している基本財産とか、そのほかの財産を適正に使っていくことに取り組んでいくわけです。その中で、先ほど来申し上げましたような役員、職員、体制、いろいろな面でのスリム化、効率化にも併せて取り組んでいく必要があるのだと思っています。

今後の課題は、最後の欄に書いてありますように、高齢化社会に備えて、いろいろと民間でやられることをよく研究してくれというのが、そもそも御下賜金の趣旨でした。それをもとに、幅広く経済界から出資を得て財団が設立されたということです。これまで営々とやってきた人材の育成とか、そのためのテキストの作成とか、ねんりんピックをはじめとする高齢者の生きがい健康づくりを、行政のみに頼らないで、地域社会や高齢者がどうやって活動的に生活していくかといった面で、いろいろな関係者の知恵を拝借しながら、これまでの事業を引き続き実施するとともに、できるだけこの時代に合った施策を進めていきたいと考えています。私からは以上です。

○菊池座長

ありがとうございました。

(省内事業仕分け室からの論点提示)

○菊池座長

次に、省内事業仕分け室から、議論の参考として、長寿社会開発センターの事務・事

業の論点等の提示をお願いします。

○総括審議官

資料3「(財)長寿社会開発センターの論点等について」です。1頁の「主要な論点」ということですが、ただいま説明がありましたように、国庫補助金が廃止されておりまして、今後は介護関係の教材の作成・販売、あるいは介護職員への研修、そういった収入をベースにして、特定資産の取り崩しといった形で運営されていくものと思います。また、ご説明がありましたように、このセンターは、年内に一般財団法人への移行申請を予定・準備されているということですので、移行時に計画的にいまある資産「公益目的財産額」、これを今後どういう形で活用されつつ、事業をされていくのかという点が論点になるかと思えます。金額的には47億円ということで、かなりの額があるということで、どのように使っていくのかということなのです。

それから2頁ですが、これは共通事項ということで、もうほとんど国からの財政支出はないわけですが、事務・事業の実施に当たって、ムダはないかということなのです。それから2頁の中程でいいますと、組織体制が課題ではないかということ、関連で言いますと、管理部門の比率が一応10%になっているということ、それから余剰資産ということ、先ほど主要な論点のところでありましたとおり、いまある資産をどのように使っていくのかということ、内部留保率としては21%ということ、

3頁ですが、重なっている所を除きますと、いちばん下のほうに、高齢者の生きがいと健康づくり啓発事業ということで、ねんりんピックの開催についての国庫補助はもうなくなっていますが、今後どのようにされていくのかという点が、1つの論点かと思えます。

それから最後に4頁です。今後、この法人の事業としては、いろいろな介護関係の研修とか、出版とか、そういったものがメインとなっていくのかと思えますが、このセンターがどのように役割を明確化していくのかといった辺りが論点かと考えます。以上です。

○菊池座長

ありがとうございました。

(議論)

○菊池座長

それでは議論に移ります。長寿社会開発センターの事務・事業の必要性や、改革案の妥当性等を判断するため、仕分け人から質問などを行っていただき、議論をお願いします。議論の時間は30分を目安にお願いします。質問に対しては、ポイントを簡潔にお答えください。回答が冗長になっている場合には、チャイムを1回鳴らしますので、ご留意ください。また、制限時間となる1分前に、事務局においてチャイムを鳴らしますので、ご留意ください。なお、この制限時間をお知らせするチャイムは2回鳴らします。それでは、よろしくをお願いします。

○赤沼仕分け人

2点ほど質問したいと思います。いま、仕分け室からの指摘にもありましたが、一般財団法人に移行した後、業務について何らかの変更をされる点があるのかどうか。従来と同じような目的のもとに、同じような業務をやっていくということなのか。それから、何か特に力を入れる業務を考えているのかどうか。一般的な質問ですが、これが1つです。

それから、これまでの補助金の業務についてですが、平成21年度の実績で、交付決定事業数は235事業で、法人団体数が155ということなのですが、そうすると、1つの法人・団体で、複数の事業で補助金を受けている団体があるということになると思うのです。もっとも多い所は、どんな所で、どの程度の数の事業について補助金を受けているのか。その点がわかればお願いします。

それから、この選定については、学識経験者等により構成される評価委員会の審査結果に基づいて採択するということですが、その中身はどんな審査なのか。それから、実際に補助金の事業が終わった後、その成果物についてどのような処理をしているのか。これらについてご回答いただければと思います。

○長寿社会開発センター理事長

まず1点目については、私からお答えします。今回は、法人の形態が変わるということだけでして、いままでもその時々で、時代に応じて業務内容は少しずつ変えてきていますから、一般財団法人になるからといって、この機会に業務を見直すということは、私どもはいまのところ考えておりません。とりあえず、いまのまま引き継いで、事務的にまずスムーズに移行するというのを念頭に置いてやっております。

○老健局総務課長

老人保健健康増進等事業補助金の採択事業数の多いところというお尋ねだと思います。平成21年度は235事業数ありましたが、もっとも多い所は、1カ所で14調査テーマが採択をされています。それから中身の審査ですが、平成22年度より、まず申請があった法人の財務会計に係る評価をさせていただきます。中身については、外部の有識者の方々による評価委員会に事業の採否の決定をしていただきまして、事後評価ということですが、実は従来はやっておりませんでした。平成22年度より、事業内容については事後評価も行うこととしているところです。以上です。

○赤沼仕分け人

関連してですが、成果物が上がった場合に、これを一般に公開したり、この中でしまっておくのではなくて、情報公開して、多くの国民にもそれを利用してもらうということは考えられているのでしょうか。

○老健局総務課長

成果物につきましては、冊子、報告書の形にして、今後すべて国会図書館に提出させ

ていただく予定であります。

○宮山仕分け人

改革案に、財団が目指すものとして、「すべての中高齢者が自らの老いを考え、要支援・要介護になるリスクを知って、相応の準備をすることが基本である」と書かれています。まさにそのとおりではないかと思うのです。しかし、現在も財団が目指すものとして、国民の健康保持の努力義務が掲げられています。そういった意味で見ますと、これは同様の趣旨であり、この面では道半ばという、そういうご認識を財団さん側でも持っておられるのかなと感じたわけです。もし違っていたら、ご指摘いただけないかと思います。いかがでしょうか。

○長寿社会開発センター理事長

先ほども、この本体の資料に掲げておりましたが、介護保険法の中に、国民の健康保持の努力義務というのがあります。そのことを言われたのだと思います。一般論として、国民のそれぞれの自助努力というのが強調されたりもしますが、それだけ放っておいてもなかなかうまくいかないと。やはり外部からの啓発事業でありますとか、あるいは地域社会、行政を通じて、いろいろ働きかけをするというのが重要なことではないかと思います。

ささやかではありますが、私どもの団体は、そういう民間ベースから行政以外のルートで、何か働きかけをすることができないかと。これは、類似のいろいろな公益法人、その他活動している団体はあります。みんなたぶん同じような気持ちで、やっている内容・手法はそれぞれ若干違いますが、私どももそういう形でやっています。これは、ここまでやったからいいというものではありませんので、おっしゃるとおり道半ばといいますか、永遠に道の半ばかもしれません。これからますます高齢化社会が本格的な段階を迎えるわけですから、これまでのそういう健康づくり、あるいはもう少し広い意味で、私どもがユニークに取り組んでおりますのは生きがいづくりということで、健康も含めた少し幅の広い事業ができないかということ念頭に置きながらやっております。どこまでやったらいいかというのは、なかなか結論が出る問題ではありませんが、これまでのいろいろな経験を踏まえて、自助努力、あるいは地域社会での相互扶助といったようなものに刺激を与えるような活動、そういうものを考えていきたいと思っています。

○宮山仕分け人

私自身も、大変関心がある分野でして、現在財団さんでは、例えば積極的に自ら健康づくりをしようという方々に対してアプローチをしている。それから、もう 1 つは、反対側の介護保険制度の適切な運営という形で事業を進めておられる。

よくよく考えてみますと、これは大雑把な数字で申し訳ないのですが、例えば前期高齢者でいうと、自ら積極的に健康づくりに努めましょうという方は、その対象人口の 1 割ぐらいである。介護保険も 1 割ぐらいの方が受けておられる。そうしたら、残りの 8 割の人たちはどちらにいくのかというのが、いちばん大切だと思うのです。

ところが、そこに対するアプローチの部分が、いまのところ具体的に見えない。もち

ろん広報とか、いろいろやられておりますが、私はそういう 8 割の方々に、具体的に見える事業展開を検討していただきたいと思っているのです。そういう感じのことが改革案の中で書かれていますが、現在そういうことについて具体的に検討されていることがあるかどうか、お尋ねしたいと思います。

○長寿社会開発センター理事長

要するに、全国的に、こういう活動をどういった形で及ぼすことができるかというのは、大変難しい。私どもは、全国に唯一、1 つだけあって、手足のない団体であります。地方のネットワークもない。ただ、私どもの場合には、先ほどの資料にも書いておりましたが、各都道府県に同種の目的を持った推進機構というのが設立されていますから、こことよく連携をとって、末端の地域社会や個人に呼びかけたり、いろいろなものをするというのは、やはりそこに近い所でないとなかなかできないわけです。私どもが念頭に置いているのは、そういう近い方々をどうやって育成していくか。

私どもが直接やるということもなかなか難しいので、そういった各都道府県の推進機構と年に何回か集まって、知恵を出し合いながら、どういう形でやっていったらいいのかということをお互いに情報交換し合ったりしているところです。私ども自身も、県の主だった地域で活動している団体のリーダー的な方に、年に 1、2 回は東京に集まっていただいて、いろいろ情報交換する場を設けたり、できるだけそれを広げていくという努力はしているつもりですが、何せ広い全国的なレベルの活動をどうやってしていくかというのは、ご指摘のとおり大変難しい課題だと思っています。

○安念仕分け人

この収支計算書を拝見しますと、基本財産の利息収入は、3,500 万円という相当大的な額が立っていますが、基金が 20 億円ですよね。だから 1.2 まではいかないけれど、1.7 ぐらいで回っていることになります。これは当然、有価証券で運用しておられるのですよね。

○長寿社会開発センター常務理事

有価証券、国債がメインです。

○安念仕分け人

国債がメインですよね。

○長寿社会開発センター常務理事

はい。

○安念仕分け人

そういう安全運用をしておられる。

○長寿社会開発センター常務理事

はい、元本割れはしないということと。

○安念仕分け人

それはわかりません。

○長寿社会開発センター常務理事

それはわからないと言われてしまうと大変不安ですが、割れないものを買おうと。それから国の資金調達に、ささやかながら協力するという趣旨でやっています。

○安念仕分け人

わかりました。続いて伺いたいのは教材です。この売上が 8 億円弱ぐらいだということで、非常に大きな事業となっていて、推測させていただくと、このボリュームが大きいので、公益財団法人をお選びにならなかったのだらうと思うのです。そこで、このテキストというのは、現実には誰がお書きになっているのですか。

○長寿社会開発センター理事長

ヘルパーのテキスト、ケアマネージャーのテキスト、いろいろありますが、いろいろな各分野の先生方に編集委員会を作っていただきまして、編集委員会のもとで。また、その分野が非常に広範、多岐にわたるものですから、執筆者はほとんどが学者、あるいは現場で実際にやっている方、そういった方々に執筆していただいております。

○安念仕分け人

この種のテキストというのは、もちろん誰でも出版すること自体は自由ですよ。そのコンペティターというか、同種のテキストを発行しておられる出版社さん、あるいは出版社でなくてもいいですが、要するに編集者の方にはどういう企業、団体がありますか。

○長寿社会開発センター理事長

それは数社、例えば全国社会福祉協議会ですとか、それは社会福祉法人ですが、その他。株式会社ですか。ヘルパーでいいますと、名前を言ってもいいのですか。

○菊池座長

それは別にいいです。みんな見ているわけですから。

○長寿社会開発センター理事長

日本医療企画ですとか、あるいは(財)介護労働安定センターですとか。基礎研修のヘルパーより少し上の段階のもので、やはり日本医療企画、全国社会福祉協議会。それからケアマネージャーになりますと 20 数社で、名前は全部わかりませんが、民間企業の出版社が自由に出せるわけです。

○安念仕分け人

ありがとうございました。結構です。

○土屋仕分け人

原則的なことでお聞きしたいのですが、先ほど仕分け室のほうで指摘した公益目的財産額、この多額なものを今後どのように使用していくのか、いまわかる範囲で明確な方針があれば、是非教えていただけますか。

○長寿社会開発センター理事長

これは、先ほどの業務がどうなるかという質問で、基本的にはいまの業務を継続してやっていくということです。先ほど来言っておりますように、私どもの団体は、単純に言うとも単年度は赤字なのです。これは、出版収入だけでは補えない。だから、いま積み立てている金を取り崩しながら運営していくということです。出版収入が、いままででいちばん低いときは、5億円ぐらいしかなかったのですが、そういう時代が続くと、あっという間に2、30億円や4、50億円はなくなってしまう。いつまで続くかなかなかわからないということです。できるだけ出版に力を入れていくと。

それから、いままでやってきた公益性のある事業は、できるだけ継続していくというのが、使命を果たすことだろうと思いますので、それはやっていきたいと思います。場合によっては、状況をにらみながら、ある程度、もう少し業務を縮減したりということもしなければならないかもしれません。そういったことで、いまここで、さらにこれを拡大するとか、充実するというようなところまで、なかなか余裕がないというのが実情です。

○土屋仕分け人

従来 of 事業で心配なのは、先ほどの指摘の、論点の4頁(参考1)の所で、介護職員の研修です。受託研修はかなり人数が多くて、事業規模としても大きいと。それと、いまご指摘の研修のテキストだと思うのです。受託研修のほうは、地域性ということが、介護でも医療でもかなり言われてきていて、全国レベルで続いていくのかどうかという心配は少しするのです。北海道での介護に、東京での介護は全く参考にならないでしょうし、地域性ということは今後どう考えていらっしゃるのかということ。

もう1点は、テキストのほうですが、これもやはり、いまIT化が盛んになって、そういう方面の対策を立てられているのか。これはIT関係が入ってきて、それこそいまおっしゃったように、5億円のものがさらに一挙に減ってしまうなんていう可能性がかなりあると思うのですが、その対策をどう考えていらっしゃるのか。

○長寿社会開発センター理事長

1点目の地域性ですが、例えば地域包括ケア・介護予防研修センター、これは市町村の地域包括支援センターの、市町村の行政職員を研修するというので、いまは全国の市町村の3分の1ぐらいになっておまして、それぞれの県で自主的にやるような体制になってまいりました。これは、そういう制度が発足したときは、なかなか全国的に誰

も研修をやるようなものがないものですから、スタートのときは、私どもがほとんど引き受けて、全国の各ブロックで研修したと。いまは、地域性ということもありますし、それぞれの各県でそういうノウハウも蓄積してきたということで、それぞれの県、場合によっては指定都市自体で研修するという体制に、徐々に移行しています。

それから 2 点目の IT 化、これは私も非常に念頭にあるところで、パソコンで自宅で学習できるということも、これから普及していくのだらうと思います。本当は紙で出して、本で売るのがいちばん収益はいいのですが、そうは言っても、なかなか時代にもついていかなければいけないということで、両にらみで他社の動向も踏まえながら、私どもなりにそれは研究しなければいけないということ、1 つの大きなテーマにしています。

○水野仕分け人

モニターの水野です。法人事業の 3 本柱の 1 点目ですが、健康づくりということで、ねんりんピックについてお聞きします。簡単に言いますと、費用対効果はどのようになっているのでしょうか。効果を数字で表すことはなかなか難しいとは思いますが、ご説明いただければと思います。

○長寿社会開発センター理事長

よく言うアウトカムという意味での費用対効果ということになりますと、生きがいとか、健康づくりというのは、なかなか計れないというのが率直な回答になります。ねんりんピックというのは、各県で、今年は石川県でしたが、開催するのに大体 8 億円から 10 億円ぐらいかかるのです。それに見合う効果が、一体上がっているのかと。しかし、これはほとんどが地元の開催県の負担で、国や私どもはそれをある程度助成して実施しているということです。

そういう意味で、10 億円かけて健康づくりや生きがい対策にどれだけ効果があったかということ、数字で表すのは難しいです。しかし、これは非常に都道府県からは歓迎されている行事です。県にとっては、こういう県民参加というのは、いまはだいたい参加する人の自己負担を各県ともかなり導入して、県費を抑えるようにしておりますが、それでも参加希望者が非常に多いと。県では、予選をして参加してくるということで、こういうイベントをやることによる広がりといいますか、あるいは、それを契機に運動とか健康づくりに取り組むということもよく聞きますので、そういった意味では、それなりに広がりがある、効果のある事業ではないかと思っています。

それから、全く違った観点から言いますと、自治体、主催する都道府県にとっては、10 億円程度かけても、これは大変いい事業だと評価をいただいている。なぜなら経済効果が非常に高いと。参加人数は選手、役員で 1 万人、毎年、毎回参加しますし、県内の各会場でいろいろなイベントやスポーツ競技をやりますので、主催者の発表ですと、毎年 50 万人ぐらいがいろいろ見たり、足を運んでいただいたりするということです。県民に対する、高齢者に対するイメージ、世代間交流、いろいろな意味で効果があるという評価だと。それから先ほど言った経済効果というのは、1 万人の方が全国から来て、いろいろ観光して、ついでに買い物していただいたと。これも地元のシンクタンクが毎年発表していますが、大体 10 億円のイベントを開催して、50 億円から 7、80 億円の経済

効果があると。これは、県が公的に発表している数字ですから、まんざら嘘でもないかなと信じています。そういう広がりのあるイベントではないかなということと、自治体にとっても、かなり経済効果という面でも、期待されている事業であるということ、参考までに申し上げます。

○老健局振興課長

ねんりんピックの担当課長、振興課長です。国としても、これは非常にPR効果があって、あとは皆さん、お土産だけでもかなりの経済効果があるということで、地元の盛り上がりなど、本当に素晴らしいと思っています。まだ一巡するまで、あと半分ぐらいあるということで、国としてもここは続けていきたいと思っています。

○水野仕分け人

説明ありがとうございました。

○赤沼仕分け人

すみません。よくわからなかったので質問したいのですが、老人保健事業推進費等補助金事業、調査研究に対する補助金の事業ですが、これはこの財団が一般財団法人になっても、継続して行う事業になるのでしょうか。

○老健局総務課長

この事業は、地方公共団体、民間法人、広く開かれた公募型の調査研究事業ですので、株式会社でありましても、一般財団法人でありましても、どこでありましても応募していただいて、選考の結果、採択ということになれば、法人格がどういう法人格だろうと、問わないということです。

○赤沼仕分け人

要するにこれは、国から補助金についての原資の補助が出るのですよね。いままでは出ていたのですね。

○老健局総務課長

そうです。

○赤沼仕分け人

これは、今後はどうなるのですか。

○老健局総務課長

これは国の調査研究事業、10割補助ということでやりますので、このセンターが一般財団化されて、公募を出されて、それが選考されて、採択されたら、調査研究テーマごとに調査研究事業費を出すということになります。

○赤沼仕分け人
わかりました。

○菊池座長

それでは私から 2 点お伺いします。一般財団法人化といっても、公益性というのがやはり前提になると思います。先ほどもお話が出ましたように、教材ですとか、あるいは職員の研修というのは、いろいろな所でやっているという中で、一定の公益的な事業を、これからも引き続きやっていかれるというお話だったように思います。その中で、資料には載っていませんが、3 本柱の所で国際関係事業の話が出ました。私の記憶では、最近この部門がくっついたと記憶しているのですが、もしおわかりになりましたら、その辺の経緯を教えてくださいということ。それからこの部門というのは今後、公益的な事業として位置づけられていかれるのか。

○長寿社会開発センター理事長
どれをですか。

○菊池座長

この国際部門です。それとも、ここの一定の収益的な活動の一環として展開されていられるのかということをお伺いしたいのが 1 点です。

それから、もう 1 点は、センター本体ではないのですが、ちょうど補助金の話が出ましたので私の感想を申し上げたいのですが、この推進費等補助金、国の選定で 276 事業の応募があり、235 事業が採択されたという競争公募型ですが、私の感覚で言うと、これは実質、競争がないに等しいという実感です。私は個人的に、研究助成の審査等を行った経験もありますが、276 分の 235 というのは、ここでかなり良い企画がセレクトされて、助成されるという数値では、およそないのではないかと。

先ほど成果について、平成 22 年度からチェックするようになったというお話がありましたが、やはりこの部分は補助金ですので、1 つはそういった成果の部分で、要するにあまり良くない研究であっても、そのうちから良いものだけを成果として社会的に公表していくというのでは、あとのそうでもなかったものはどうなるのかという話になります。もう 1 つは、やはりもっと PR 等をして、私の感覚で言うと、最低 2 倍ぐらいの応募があつて、その中で選ぶという形でないと、良い企画というのはなかなか選べないのではないかとこの感想です。これは、ちょっとセンターの事業と離れてしまいましたが、せっかくの機会なのでコメントさせていただきました。

○長寿社会開発センター理事長

最初の 2 点について、私からお答えします。国際関係の事業というのは、たぶん先生はご存じで質問されていると思いますが、約 2 年半ほど前、私どもの団体にそういう事業を統合して、実施しているものです。時間がありませんので簡潔に言いますと、これは遡りますと、20 年ぐらい前に、まず日米の政府間で、これから各国でも高齢化ということが世界的に大きな国家的な課題だということで、いろいろ情報交流をやっていくべ

きではないかという話から始まりました。これは政府間というよりも、結局は落ち着きどころとして民間ベースでそういう事業をやるということで、それぞれの国にセンターが出来て、アメリカのセンターと日本のセンターが発足したと。日本は任意団体として、そういう団体を作って事業をやってきたということです。結局は、高齢化対策についての、各国への情報の提供とか、諸外国の情報の収集、それを日本に紹介するといった活動です。

私ども団体の高齢者の健康や生きがいづくりですが、国際部門と国内的な事業という違いはありますが、広くそういう高齢者対策ということでは、同じベクトル、同じ方向のそういう関係が非常に深いということです。なかなかこういう時代ですから、最近よく言われる、こういう公益法人とか、そういう類似のものは統合して効率化を図ったほうがいいのではないかという議論が 1 つあります。そういうこともあり、いろいろな意味で経費を節減し、効率的に。そして、国内でやっている私どもの団体と一緒にすることによって、より情報交流といいますか、そういうものに厚みが増してくるということで、2 年半前に統合して、私どもの財団法人の中にその事業を取り込んで、実施しているわけです。やっていることは、従来から国際長寿センターという名前でやってきた団体の事業を、そのままほぼ継承してやっているというのが実情です。

これは、これから公益事業か収益事業かということですが、これは収益を生み出すものは何もないので、私どもはとにかくこの出版事業が唯一の収益源です。その他の事業は、一般財団法人といっても、私どもは果たして、これは公益事業だと。いままでもそうでしたし、公益事業でありますし、この国際関係の事業も公益事業だという位置づけでやっています。

では、なぜ一般財団法人になるのかということ、要するに収益事業が非常に比率が高いから、形式的になれないということです。私どもが無理矢理一般財団法人にいきたいということでも何でもないのですが、形式的要件でいまの公益法人法はそういう形になっているということです。

○老健局総務課長

老人保健健康増進等事業について、菊池先生のご指摘は、まさにおっしゃるとおりだと思います。平成 21 年度については、確かに 276 テーマの応募がありまして、そのうちの 235 という採択になりましたが、今年度、特に審査を厳格にしようということで、238 の応募のうち 173 の交付に至ったということと、それから事後的な評価はすべてのテーマについて、これからしっかりやらせていただきたいと思います。

(仕分け準備)

○菊池座長

それでは時間がまいりましたので、ただいま議論いただきました長寿社会開発センターについて、仕分け人からのご意見をいただくため、お手元の評価シートにご意見をご記載ください。時間は 2 分あります。制限時間となる 1 分前に、事務局においてチャイムを鳴らしますので、ご留意ください。

(仕分け意見の表明)

○菊池座長

ご記載いただきましたでしょうか。それでは評価シートに沿って、長寿社会開発センターの事務・事業等について、仕分け人からのご意見をお願いします。お1人、1分程度でお願いします。

○赤沼仕分け人

この財団が、高齢者問題について、このような形で取り組むということは、非常に有意義だと思います。まさに高齢社会に対する対策、あるいは政策というのは、非常に大きな課題となっているところですので、これまでの公益的な目的を、一般財団法人になったとしても、そのまま貫徹していただくということが必要だと思います。

それから一言、先ほどから補助金事業の問題について、少しくどいように質問しました。補助金の問題については、どうしても審査が十分でなく、流される恐れがありますので、この点については、今回、そこを徹底する方針が示されておりますので、この点を今後とも貫徹していただくということが必要だと思います。以上です。

○安念仕分け人

結論として、改革案で妥当と存じます。もっとも、一般財団となり、公益法人としての特権を放棄して、今後は自己責任で運営していかれるのですから、どのような事業を展開するかも含めて、率直に言うと、「どうぞご自由に」と言う他はございません。研修や出版は、他の企業と競争しつつ展開する限り、有益な事業であることは明らかですので、今後の健闘をお祈りすると申し上げる以外はございません。

推測ですが、30人のフルタイムの従業員を抱えておられれば、3億円程度の人件費はどうしてもかかるとお思いますので、将来のリストラはおそらく避けられないだろうと思います。その点も含めて、自己責任で運営されていくことになると思います。

出版については、紙ベースがいちばん儲かるとおっしゃいましたが、いままでの通念ではそうです。これは別に言わずもがなですが、実は「これからどんどん新しい情報を追加してお知らせしますよ」というのをやって、お客様を囲い込むというのが電子出版の旨みでして、是非それをご検討になることをおすすめします。

○菊池座長

私も基本的に改革案は妥当だと思っておりますが、今日の特定資産などを切り崩せざるを得ないという、その後どうなるのかという展望が、今日の話ではよくわかりません。なくなってしまうのかという不安がなくはないのですが、ねんりんピックなどへの関わり等と、公益の事業を持っておられますので、長期的な展望を見通した形で示していただければと思います。

それから、これは先ほど申し上げたことで、補助金については、是非もっと競争的な、実質的な意味で競争があるようなPR等をされて、全体としての調査・研究のレベルが上がるようにということをお願いしたいと思います。

○土屋仕分け人

一般法人化するにしても、ちょっと放っておけないのは、やはり公益目的の財産が、これはやはり人々の好意による財産ですので、的確に使う必要があるだろうと思います。そうしますと、やはりこれを食い潰すわけではなくて、先ほどから出ている IT 化などに投資して、回収ができる形に、健全経営に持っていくのが、やはり公益目的に沿った事業を展開できることではないかと思います。

公益目的の、健康保持事業に対しても、ただ啓発だけではなくて、例えばねんりんピックも悪いとは言わないのですが、やはり働くということもありますし、また、これは別にお金をもらってではなくて、ボランティアでもいいわけですから、ボランティア版の老人ハローワークみたいなことを提案するとか、やりようはいくらでもあると思うのです。やはりこれは、先ほど言われた 8 割の一般の老人に対する啓発というのをどう考えるか。街の掃除でもいいわけですし、やることはいろいろあるので、この財源を使って、新規の投資という考え方でやっていっていただく必要があるのではないかと思います。以上です。

○宮山仕分け人

国民の行動変容という面で見ますと、医療、介護、健康づくりといった保健医療福祉分野で特に強く求められていると思います。大変重い課題ではあるかと思いますが、先ほど理事長さんからお話がありました都道府県の明るい長寿社会づくり推進機構、あるいは関係団体、企業、市町村も絡んでくると思います。そういったものの連携の核として、今後ともリードしていただくことをお願いします。

○水野仕分け人

私の結論としては、更なる見直しをお願いしたいと思います。内容は、いまの介護の現場を見ますと、介護事業従事者への研修支援や教材提供の事業について実施方法を、例えば各都道府県や各団体と連携して実施するとか、見直していただいて、もっと充実させていただきたい。もう 1 つは、29 名の職員数がいらっしゃるということですから、さらに業務を見直していただいて、少数精鋭で進めていただきたいと思います。

(仕分け意見の結果発表)

○総括審議官

それでは、各仕分け人の方々からの評価シートの集計の速報を発表させていただきます。高齢者生きがい健康づくり関連事業（指定事業）ですが、この関連では、改革案が妥当という方が 3 名、改革案では不十分という方が 3 名です。内容としては、他の民間法人でとか、そういったものではなくて、更なる見直しが必要ということで、実施方法の見直しなどということです。それから組織運営体制については、改革案が妥当という方が 4 名、改革案では不十分という方が 2 名です。以上です。

○菊池座長

ありがとうございました。それでは、本日の議論や仕分け人からの意見を踏まえ、厚

生労働省におかれては、長寿社会開発センターの改革案の更なる検討、取りまとめを引き続きお願いします。

(閉会)

○菊池座長

本日の議事が、以上ですべて終了しました。最後に、何かご発言などございますでしょうか。ないようですので、「第21回厚生労働省省内事業仕分け」を閉会します。本日はどうもありがとうございました。